

議第163号修正議案

野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の議案を提出する。

令和2年12月18日

提案者 野洲市議会議員 長谷川 崇朗

提案者 野洲市議会議員 工藤 義明

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対する修正案

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

附則に次の1項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の1項を加える。

(令和3年度分以降の課税の特例)

9 第2条第1項の規定にかかわらず、令和3年度以降の年度分の都市計画税は、当分の間、課さない。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対する修正案 新旧対照表

修正前	修正後
<p>野洲市都市計画税条例（令和元年野洲市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則に次の1項を加える。</u></p> <p><u>（令和3年度分の課税の特例）</u></p> <p><u>9 第2条第1項の規定にかかわらず、令和3年度分の都市計画税は、課さない。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>野洲市都市計画税条例（令和元年野洲市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則に次の1項を加える。</u></p> <p><u>（令和3年度分以降の課税の特例）</u></p> <p><u>9 第2条第1項の規定にかかわらず、令和3年度以降の年度分の都市計画税は、当分の間、課さない。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>